

令和4年12月7日（水曜日）

○議事日程（第2号）

令和4年12月7日（水）午後2時30分開議

- 日程第 1 議案第35号 東庄町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 2 議案第36号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて
- 日程第 3 議案第37号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 4 議案第38号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 5 議案第39号 令和4年度東庄町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 6 議案第40号 令和4年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第41号 令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第42号 令和4年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第43号 令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

- 1番 越川良男君
2番 柳堀忠君
3番 桜井莊一君
4番 土屋光正君
5番 佐久間義房君
6番 板寺正範君
7番 花香孝彦君
8番 大網正敏君

10番 高木武男君

11番 鈴木正昭君

12番 山崎ひろみ君

14番 宮澤健君

○欠席議員

なし

○出席説明員（14名）

町長 岩田利雄君

副町長 向後喜一朗君

監査委員 平山茂君

総務課長 堀江弘之君

企画財政担当課長 加瀬博子君

町民課長 香取康成君

まちづくり課長 鈴木秀樹君

健康福祉課長 布施光規君

会計管理者 岩瀬澄子君

病院事務長 渡辺佳則君

農業委員会事務局長

前田泰孝君

（農政担当課長）

教育長 石橋宏克君

教育課長 宇ノ澤修君

生涯学習担当課長 郡伸明君

○出席事務局員（3名）

事務局長 伊藤雅晃

次長 堀江香澄

主査 高橋大助

(午後 2 時 3 0 分 開議)

議長 (宮澤 健君)

こんにちは。ただいまの出席議員は 1 2 人です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、議案第 3 5 号、東庄町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、日程第 2、議案第 3 6 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、以上 2 案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事 務 局 朗 読)

議長 (宮澤 健君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました議案第 3 5 号及び第 3 6 号の提案理由を申し上げます。

両案件は、いずれも地方公務員法の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、定年の引上げ及びこれに伴う諸制度を整備するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 3 5 号、東庄町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から職員の定年年齢を 6 0 歳から 6 5 歳まで段階的に引き上げるとともに、役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制等を導入するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第 3 6 号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備に関する条例につきましては、定年の引上げに伴い、従来の定年の日以後の職員給与を定めるなど、関係条例について所要の整備を行うものでございます。

以上、2 議案につきまして申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第35号、第36号、両案の内容を説明いたします。

町長の提案理由にもございましたが、両案件は、いずれも地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、定年の引上げ及びこれに伴う諸制度を整備するため、関係条例の一部を改正するものでございます。

初めに、議案第35号の職員の定年延長に関する条例の一部を改正する条例の改正内容につきまして、ご説明いたします。

議案書の3ページをお願いします。3ページから17ページにかけて改正条例を掲載しております。

地方公務員法の一部を改正する法律により、条例に委任された事項を規定すべく東庄町職員の定年等に関する条例の一部を改正するものでございます。

参考資料の1ページをお願いします。

まず、改正条例では、本則を章立てにし、定年制度、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の三つの制度について定めることとしているため、題名の次に目次を置いております。

第1条は、改正法において条例に委任する旨を定めている規定を引用する改定となります。

第3条は、定年年齢を定める規定でございます。定年の引上げにより、職員の定年年齢は原則65歳と定めることとなります。

第4条は、定年退職の特例に関する規定でございますが、管理監督職を占める職員の勤務延長についての規定の追加が主な改正内容となります。

参考資料3ページをお願いします。

第6条の改正は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の対象となる管理監督職を定める規定を追加するものでございます。

第7条は、役職定年が適用される年齢を60歳と定める規定を追加するものでございます。

第8条は、役職定年を行うにあたって、遵守すべき基準を定める規定を追加するものです。

参考資料 4 ページをお願いします。

第 9 条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職へ任用の制限の特例を定める規定でございます。

6 ページをお願いします。

第 10 条は、異動期間の延長等にかかる職員の同意の規定でございます。

第 11 条は、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置の規定でございます。

第 12 条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定でございます。定年前再任用短時間勤務制は 60 歳に達した日以後、定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することが出来る制度でございます。

参考資料 7 ページをご覧ください。

第 13 条は、組合を構成する地方公共団体と組合間の定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定でございます。組合員を構成する地方公共団体と組合間において職員の定年前再任用を可能とする旨を定めております。

附則第 3 項は、現行の定年年齢が 60 歳の職員に対する定年の段階的引上げに関する経過措置でございます。表に掲げられているとおり、2 年ごとに 1 歳ずつ定年を引き上げていくこととしております。

次ページにかけての附則第 4 項は、現行で 60 歳を超える特例の定年年齢が定められている職員に対する定年の段階的引上げに関する経過措置でございます。現行の 65 歳の特例定年が定められている職員の定年については、附則第 3 項の段階的引上げに関わる規定の例外として 65 歳のままとすることとしております。

参考資料 8 ページをお願いします。

附則第 5 項は、情報提供、意思確認制度に関する規定でございます。60 歳になる定年の前年度に 60 歳以後に適用される任用、給与、退職手当などの情報提供をすること及び 60 歳以後の勤務の意思等を確認するよう努めることを任命権者に義務づけております。

恐れ入りますが、議案書の 9 ページをお願いします。

下段の改正附則第 1 条は、施行期日を定める規定でございます。原則、令和 5 年 4 月 1 日施行となりますが、改正附則第 11 条は、令和 5 年度に 60 歳に対する職員に対して令和 4 年度に情報提供、意思確認を行うための規定でございますので、公布の日から施行することとしております。

改正附則第2条は、勤務延長に関する経過措置でございます。次ページにかけての改正附則第2条第1項では、施行日前に勤務延長を行った職員についても第4条の規定に基づき、その期限を延長出来ることを規定しております。

第2項では、定年の段階的引上げ期間中において勤務延長職員が一時的に定年年齢に達していない時期が生じた場合であっても、定年に達している職員と同様に昇任等が出来ないことを規定しております。

11ページから14ページにかけての改正附則第3条から第6条までの規定は、定年退職者等の再任用、暫定再任用に関する経過措置でございます。

15ページから16ページにかけての改正附則第7条から第9条までの規定は、改正法附則第8条第3項から第5項で規定している条例で定める事項を定める規定でございます。改正法附則第8条第3項から第5項は、暫定再任用職員の任用等についての規定となっております。

16ページをお願いします。

改正附則第10条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置でございます。改正附則第10条では、定年の段階的引上げ期間中においては、定年前再任用短時間勤務職員の任期終了時点で再び定年前となる場合があるため、改めて定年前再任用短時間勤務職員に採用することが出来ないことを規定しております。

改正附則第11条は、改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢を定める規定でございます。令和5年度に60歳に達する職員に対しては、改正法附則第2条第3項の規定に基づき、令和4年度に情報提供、意思確認を行う必要がございます。改正法附則第2条第3項の規定は、改正法の公布の日から施行されており、改正附則第11条では、同項の条例で定める年齢を60歳と規定しております。

以上で議案第35号の説明を終わります。

続きまして、議案第36号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明いたします。

議案書19ページをお願いします。

定年の引上げに伴い、従来の定年の日以後の職員給与を定めるなど、関係条例について所要の整備を行うものでございます。

参考資料9ページから37ページに新旧対照表を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

第1条は、東庄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

法改正により、短時間勤務の職の規定が法第28条の5第1項から第22条の4第1項に移ったことによる改正でございます。

第2条は、職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例の一部改正でございます。

管理監督職勤務上限年齢による降給を法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする改正でございます。

第3条は、職員懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正でございます。

60歳を超える職員の給料月額を60歳前の7割水準とすることによる規定の整備でございます。

減給処分の期間中に60歳となり、給料月額7割水準となった場合の取扱いを定めております。

議案書20ページをお願いします。

第4条は、東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間等について規定を整備するものでございます。

第5条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

育児休業等をすることが出来ない職員に東庄町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により、異動期間を延長された管理監督職を占める職員を規定するものでございます。

議案書21ページをご覧ください。

第6条は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

法改正により、短時間勤務の職の規定が法第28条の5第1項から第22条の4第1項に移ったことによる改正でございます。

第7条は、一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正でございます。

改正内容は、定年前再任用短時間勤務職員の給与の規定の整備及び60歳を超える職員の給料月額を60歳前の7割水準とする規定の整備等が主なものでございます。

議案書 26 ページをお願いします。

第 8 条は、東庄町職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。

法改正により、短時間勤務の職の規定が法第 28 条の 5 第 1 項から第 22 条の 4 第 1 項に移ったことによる改正でございます。

第 9 条は、職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

定年前再任用短時間勤務制が導入され、再任用制度は令和 5 年 4 月 1 日をもって廃止されることにより、本条例を廃止するものでございます。

附則第 1 条は、施行期日を定める規定で、本条例は令和 5 年 4 月 1 日施行となります。

議案書 26 ページから 28 ページにかけての附則第 2 条から 4 条では、再任用職員等についての経過措置を規定しております。

以上で議案第 36 号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

1 番、越川良男君。

1 番（越川良男君）

今、定年の延長ということで、段階的に上がっていき、最終的には 65 歳ということになるわけですが、5 年間延長するというので、この延長することによる給与、厚生年金の掛金、退職金の積み増しといえますか、増えていくのはどのぐらいになるか教えてください。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、越川議員のご質問にお答えいたします。

定年延長の職員の給料月額、60 歳に達した日の後の最初の 4 月 1 日以降、7 割水準となります。現行制度の再任用職員よりも若干上の水準となっております。現行制度の再任用職員は 65 歳までの職員となりますが、現在 11 名おります。仮に定年延長制度の給与が適用されたといまして、試算をいたしますと、1 年間の共済費等を含めた人件費の差は、11 名総額で 1,440 万円程度、1 人当たり 131 万円程度の増となります。

なお、定年の引上げにつきましては、2年に1歳ずつ、段階的に引き上げられていきます。また、定年前再任用短時間勤務という働き方を選択する職員も出てくることと思いますので、人件費についても新制度適用後、すぐに上がるのではなく、段階的に変化していくことが予想されます。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

7番、花香孝彦君。

7番（花香孝彦君）

職員の新規の採用人数について質問させていただきます。

今、説明があったとおり、定年は段階的に2年ごとになり、職員の定数を一定にする場合には、新規採用者は2年ごとになってしまうことが懸念されます。また、毎年採用するために平準化した場合でも、採用人数は半分になってしまうと思われまます。新規採用の人数は減らさないことが重要であると考え、質問として新規採用についてどのように考えているのか伺わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、花香議員のご質問にお答えいたします。

新規採用職員の採用人数につきましては、現行制度の再任用職員を含めた定数管理により計画的に採用をしております。現行制度の再任用職員は、現在65歳まで働くことが可能となっております。

また、新制度では、定年延長により定年が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられていきますが、暫定再任用制度も適用されますので、職員は現行と同様に65歳まで働くことが可能でございます。

新規採用職員の採用人数は、現行制度でも65歳まで職員が働くことも考慮して計画しておりますので、新制度施行後も現行制度と同様の定数管理となるものと考えております。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

7番、花香孝彦君。

7 番（花香孝彦君）

実際の退職者数が 0 人であっても、先程申し上げましたが、新規採用を減らさない採用を続けていただきたいとお願いをいたし、質問を終わらせていただきます。

議長（宮澤 健君）

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は 1 件ごとに行います。

初めに、議案第 35 号、東庄町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 37 号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、日程第 4、議案第 38 号、特別職の職員で常勤のも

のの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第37号及び第38号の提案理由を申し上げます。

職員の給与は、地方公務員法により生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めなければならないとされております。

国におきましては、令和4年度の人事院勧告に基づき、月例給与及び期末勤勉手当の引上げ等を内容とする給与改定法案が国会に提出をされ、既に成立をしております。千葉県におきましても、千葉県人事委員会勧告に基づき、国と同様の給与改定案が現在県議会に提案をされているところであります。

これを受けまして、本町におきましても国・県の給与改定に準じた給与改定を実施するため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第37号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、一般職員の給料表及び勤勉手当の改定、議案第38号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましても、常勤の特別職の期末手当の改正が主な内容となっております。

以上、2議案につきまして申し上げましたが、詳細につきましても、担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第37号と第38号、両案の説明をいたします。

町長の提案理由にもありましたように、国・県に準じた給与改定を行うため、関係条例を改正するものでございます。

初めに、議案第37号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の改正内容につきましてご説明いたします。

議案書30ページをお願いします。

初めに、本改正条例の全体構成をご説明申し上げます。

この改正条例は、2条建てになっております。改正条例第1条では、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正しております。

31ページから52ページにかけては、改正対象となる職種ごとの改正後の給料表が記載されております。

次に、53ページに記載の改正条例第2条は、改正条例第1条と同じ条例である一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するものとなっております。

これは同一の条例のそれぞれの改正について、施行期日を分ける必要があるため、2条建てに分けたものとなっております。

続いて、改正内容についてご説明いたします。

参考資料の38ページから39ページの新旧対照表及び別紙の改正概要、1ページをご覧ください。

1点目は、官民格差を解消する給料月額の上上げ改定を行うものでございます。

給料表につきましては、議案書31ページから52ページに改正後の給料表を掲載しておりますが、行政職給料表（一）を国の人事院勧告及び千葉県的人事委員会勧告の内容に準じて引上げいたします。

初任給を大卒で3,000円、高卒で4,000円を引上げし、これを踏まえまして、30代半ばまでの職員が在職する号給について引上げ改定をいたします。平均改定率は0.3%でございます。その他の給料表も行政職給料表（一）と均衡を考慮し、引上げ改定をいたします。これを令和4年4月1日に遡って適用させるものでございます。

2点目は、期末勤勉手当の引上げでございます。

民間の支給割合と見合うよう、年間の支給割合を0.1月分引き上げるものでございます。年間4.3月分の支給割合が4.4月分に引上げとなります。

この引上げ分は、勤勉手当に上乘せし、令和4年12月期の支給分から適用する

ものでございます。

また、改正案の第2条において、令和5年4月以降の支給割合を6月期と12月期のそれぞれに0.05月分を配分し、12月期に0.1月分上乘せされていた支給割合を平準化するものでございます。

なお、再任用職員につきましても同様に引上げとなります。別紙の次ページ、2ページをお願いします。

支給割合は、0.05月分の引上げとなります。

続きまして、議案第38号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、この改正内容につきまして、ご説明をいたします。

議案書55ページをお願いします。

こちらの改正条例も議案第37号と同様に2条建てになっております。

併せて参考資料の40ページ及び別紙資料の3ページをご覧ください。

内容といたしましては、特別職の期末手当の支給割合の改定でございます。現状は、特別職の期末手当の年間支給割合につきましては、一般職の期末手当及び勤勉手当の合計の支給割合と同率としているところでございます。今回、一般職の勤勉手当0.1月の引上げに合わせ、特別職の期末手当においても0.1月を引上げ、年4.4月とする内容であり、令和4年12月期の支給分から適用させるものでございます。

なお、改正案第2条では、一般職と同様に令和5年4月以降において年0.1月の引上げを6月期と12月期で平準化し、いずれも2.2月とするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第37号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第39号、令和4年度東庄町一般会計補正予算（第7号）から日程第9、議案第43号、令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）まで、以上5案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第39号から議案第43号まで、一般会計の他、特別会計4件の補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

初めに、議案第39号、令和4年度東庄町一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億800万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億1,947万1,000円とするものでございます。

この他、第2条で債務負担行為について規定しております。

主な補正内容でございますが、先程議案第37号及び第38号において可決をいただきました一般職、特別職の給与改定などによる増額及び職員の異動等による変更を行っております。

また、高騰しております電気料金について、各施設の増額補正を行っております。

次に、総務関係では、地域おこし協力隊に係る費用について新規で計上をいたしました。

次に、衛生関係では、新型コロナワクチン接種にかかる費用及び東庄病院に対する繰出金について増額補正しております。

歳入につきましては、寄附金、国・県補助金等を補正して、歳入が歳出に不足する分については繰越金を補正しております。

続いて、議案第40号、令和4年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,432万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,647万1,000円とするものでございます。

この補正につきましては、保険給付費の給付額の増額、保険基盤安定負担金の交付額の確定に伴う繰入金の増減及び給与改定に伴う人件費の増額を盛り込むものがあります。

続いて、議案第41号、令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,315万9,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、歳出において給与改定に伴い増額補正をするものがございます。

続いて、議案第42号、令和4年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,202万8,000円とするものでございます。

主な補正の内容でございますが、歳出で人件費等の増額補正をするものでございます。財源といたしましては、一般会計繰入金をもって充てるものでございます。

続いて、議案第43号、令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

まず、予算第3条に定めた収益的収入の補正でございますが、病院事業収益の医業収益を5,126万4,000円減額をいたしまして、医業収益を8億8,894万1,000円に、医業外収益に1,000万円を追加いたしまして、2億52万8,000円に、病院医業費用の医業費用を2,000万円減額をし、10億9,983万4,000円にするものでございます。

続きまして、予算第4条に定めた資本的収入の補正でございますが、資本的収入の出資金に2,000万円を追加し、総額5,800万2,000円とするものでございます。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、医業収益の減額補正を行い、医業外収益と出資金にそれぞれ東庄病院が安定的な医療の提供を継続出来るよう、一般会計からの繰入金を増額補正するものでございます。

以上、議案第39号から議案第43号までの提案理由を申し上げます。

詳細につきましては、各担当課長、また事務長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、令和4年度東庄町一般会計補正予算（第7号）の内容について説明させていただきます。

歳出予算から申し上げますので、議案書の65ページをお願いいたします。

先程、町長の提案理由にもございましたように、議案第37号及び第38号において可決いただきました一般職、特別職の給与改定などによる増額及び職員の異動等により1款から9款までの2節・給料、3節・職員手当等、4節・共済費について補正しております。

2節・給料では、合計5,000円の減額、3節・職員手当等では、時間外勤務手当260万円を含め、合計712万2,000円の増、4節・共済費では、11万円の増となっております。

その他一般会計から特別会計への人件費繰出分の補正として、3款・民生費で国民健康保険特別会計繰出金が34万7,000円の増、訪問介護ステーション特別会計繰出金が14万3,000円の増、介護保険特別会計繰出金で75万円の増となっております。

なお、以降は人件費以外の補正内容について説明させていただきますので、ご了承願います。

それでは、2款・総務費から説明させていただきます。

2款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費の8節・普通旅費19万1,000円、千葉県町村会主催の県外研修に職員が参加するための旅費となりますが、こちらは全額県町村会より歳入となる見込みです。

次に、4目・財産管理費の10節・電気料、371万5,000円、役場庁舎の電気料金の高騰による増額補正となります。

次に、5目・企画費の7節・地域おこし協力隊報償費69万9,000円及び一つ飛ばしまして18節・地域おこし協力隊補助金50万円、令和5年1月から地域おこし協力隊を1名採用するものです。

地域おこし協力隊とは、都市地域から東庄町に移住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売PRの地域おこし、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら定住定着を図る総務省との取組です。こちらは全額、特別交付税措置がありますが、歳入の特別交付税については、項目が多岐にわたり、その他の項目の額が不確定であり、災害などにより増減しますので、歳入での補正はしておりません。

戻りまして、12節・婚活イベント実施業務委託料41万円、県補助金の追加交付を受け、増額補正するものです。

次に、2項・徴税費、1目税務総務費の1節・会計年度任用職員報酬47万6,000円、税申告事務の補助として、会計年度任用職員を1月から採用するものです。

66ページをお願いします。

続きまして、3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費の27節・国民健康保険特別会計繰出金（保険基盤安定保険税軽減分）222万5,000円、その次の（保険基盤安定保険者支援分）301万6,000円及び次の67ページ、（保険基盤安定未就学児均等割保険税軽減分）マイナス41万9,000円。保険基盤安定にかかる繰出金の補正となります。

次に、2項・児童福祉費、2目・児童措置費の22節・子育て世帯への臨時特別給付金返還金60万2,000円。前年度事業の精算による返還となります。

68ページをお願いいたします。

3目・ひとり親家庭福祉費の19節・ひとり親家庭等医療費等助成金65万8,000円。当初予算の見込みにより、医療費の助成について増加することが見込まれるため、増額補正するものです。

4目・児童福祉施設費の10節・消耗品10万円及び三つ飛ばしまして18節・保育環境改善事業補助金130万円。国の保育環境改善等事業補助金を受けて行う事業で、コロナ対策として消毒液やマスクを購入するものです。対象は、児童館と保育園となりますが、保育園へは補助金として交付するものとなります。

戻りまして、10節の電気料39万8,000円は、児童館の電気料金の増額補正となります。

同目12節・放課後児童健全育成事業委託料59万7,000円。放課後児童クラブの児童数が当初見込みより増加したため職員数を増やす必要があることから増額補正するものです。

同目18節・保育所施設・備品整備費補助金70万1,000円。笹川中央保育園の空調設備の更新に対し、2分の1補助するもので、こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものとなります。

続きまして、4款・衛生費、1項・保健衛生費、2目・予防費の合計2,211万円。新型コロナウイルスワクチン接種にかかる費用となります。こちら財源は全額、国・県負担金として歳入になる見込みです。

69ページに戻りまして、5目・病院費、合計3,000万円。コロナの影響で外来患者数が減少したことにより、減収となったため、町から繰出金を増額するものとなります。こちらは地方創生臨時交付金を活用するものとなります。

次に、6目・公害対策費の18節・合併処理浄化槽設置補助金413万8,00

0円。当初見込みで見込んでいた申請件数が増加したため、増額補正するものです。

次に、7目・保健福祉総合センター管理費の10節・電気料104万2,000円。保健福祉総合センターの電気料金の増額補正となります。

70ページをお願いします。

5款・農林水産業費、1項・農業費、3目・農業振興費の18節・農地流動化推進助成金267万1,000円。当初予算の見込みにより当該面積が増加したことによる増額補正です。

同節・農業経営者転換協力金199万3,000円及び地域集積協力金205万円。この2件も当初予算の見込みより当該面積が増加したことによる増額補正です。この2件の財源は、全額県補助金となっております。

次に、5目・農地費の18節・新川排水機場維持管理費助成金4,000円。労務単価の見直しによる増加補正です。

同節・土地改良施設維持管理改修事業補助金7万1,000円。干潟土地改良区夏目支区管内排水路補修が発生したことによる増額補正になります。

次に、6目・水田農業構造改革対策推進費の18節・飼料用米等拡大支援事業補助金78万7,000円。当初予算の見込みより当該面積が増加したことによる増額補正になります。こちらの財源は全額県補助金となります。

次に、7目・農道整備費の18節・東総台地地区広域営農団地農道整備事業負担金14万6,000円。資材費の値上げによる事業費の計画変更があったため増額補正するものとなります。

次に、8目・ふれあいセンター費の10節・修繕料29万9,000円。加工室のコンロ及び男子トイレの修繕にかかる経費を計上しております。

同節・電気料20万3,000円。ふれあいセンターの電気料金の増額補正となります。

71ページをお願いします。

続きまして、6款・商工費、1項2目・商工費、商工振興費の18節・商工会ホームページリニューアル事業補助金50万円。ウィズコロナの下に商工会のホームページをリニューアルし、町内商工業の回復を目指すもので、事業費の2分の1を補助するものです。こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施します。

続きまして、7款・土木費、4項2目・都市計画費、公園費の10節・電気料10万2,000円。ふれあい公園交流センター、笹川駅前駐輪場、橘駅前駐輪場、さくら公園の電気料金の増額補正となります。

続きまして、9款・教育費、1項・教育総務費、72ページをお願いします、3目・教育振興費の18節・奨学基金事業交付金50万円。令和4年度に新たに3名に対し奨学金の交付決定をしました。このうち2名は令和4年度限りとなりますが、不足分について増額補正するものです。

次に、2項1目・小学校費、学校管理費の10節・電気料300万円。小学校の電気料金の増額補正となります。

次に、14節・教育施設維持補修工事費81万4,000円。保健室のエアコン更新工事に対する補正ですが、資材の高騰やその他補修工事が突発的に発生し、工事費が不足したため増額補正するものです。

次に、3項・中学校費、1目・学校管理費の10節・電気料300万円。中学校の電気料金の増額補正となります。

2目・教育振興費の17節・教材用備品費172万7,000円。理科室などの電子黒板を2台購入するものです。こちらは財源として国庫補助金が33万7,000円、歳入となる見込みです。

4項1目・幼稚園費の10節・電気料26万円。こども園の電気料金の増額補正となります。

5項・社会教育費、73ページに移りまして、1目・社会教育総務費の10節・修繕料18万1,000円。旧橘小学校浄化槽機械室扉の修繕が必要となったことから増額補正するものです。

同節・電気料7万8,000円。旧橘小学校、旧東城小学校の電気料金の増額補正となります。

同節・水道料16万5,000円。旧橘小学校の水道料不足の増額補正です。

次に、2目・公民館費の10節・電気料2万7,000円。町公民館、神代分館、石出分館の電気料金の増額補正となります。

次に、6項・保健体育費、2目・体育施設費の10節・電気料32万8,000円。宮野台運動公園、スポーツ広場、弓道場、町民体育館、町民神代体育館、町民石出体育館の電気料金の増額補正となります。

次に、3目・学校給食費の10節・修繕料38万円。給食センターの修繕料の増額補正ですが、厨房機器、空調機器、排水処理施設などの修繕があるため増額補正するものです。

同節・電気料284万5,000円。給食センターの電気料金の増額補正となります。

同節・給食材料費390万円。物価上昇による増額補正を行うものです。現在、1日当たりの給食材料費が平均で約7.1%上昇しているという状況です。

続きまして、12款・諸支出金、1項1目・諸支出金、基金費の24節・奨学基金積立金200万円。東洋合成工業千葉工場様からご寄附を受け、基金に積み立てるものとなります。

次に、歳入について申し上げます。お手数ですが、議案書の63ページをお願いいたします。

初めに、15款・国庫支出金、1項1目4節・国民健康保険国庫負担金の国民健康保険基盤安定負担金129万9,000円。歳出補正で申し上げました民生費の国民健康保険特別会計繰出金に係る国負担分となります。

次に、2項・国庫補助金、1目1節・番号制度補助金の個人番号カード交付事務費補助金200万円。歳出の総務費、戸籍住民基本台帳費の時間外勤務手当の国庫補助金となります。

次に、同目4節・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,413万3,000円。歳出補正で申し上げました民生費の保育所施設備品整備費補助金、衛生費の東庄病院に対する繰出金、商工費の商工会ホームページリニューアル事業補助金に対し充当するものとなります。

次に、2目2節・児童福祉費補助金の保育対策総合支援事業費補助金70万円。歳出補正で申し上げました民生費の消耗品及び保育所施設備品整備費補助金の国補助金分となります。

次に、3目1節・公害対策費補助金の循環型社会形成推進交付金73万6,000円。歳出補正で申し上げました衛生費の合併処理浄化槽設置補助金の国補助分となります。

同目2節・予防費補助金の合計2,146万2,000円。歳出補正で申し上げました衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる国補助分となります。

5目1節・教育費補助金のへき地児童生徒援助費等補助金300万円。小学校のスクールバス運行に対し、国庫補助金の追加交付決定がありましたので、補正するものです。

同節・公立学校情報機器整備費補助金33万7,000円。歳出補正で申しあげました教育費の教材用備品費の国庫補助金となります。

続きまして、16款・県支出金、1項2目4節・国民健康保険負担金の国民健康保険基盤安定負担金231万8,000円。国庫負担金でもありました民生費の国民健康保険特別会計繰出金に係る県負担分となります。

次に、2項・県補助金、1目1節・地域少子化対策重点推進補助金20万4,000円。歳出補正で申しあげました総務費の婚活イベント実施委託料の県補助金となります。

次に、2目5節・児童福祉費補助金のひとり親家庭等医療費等助成事業補助金29万9,000円。歳出補正で申しあげました民生費のひとり親家庭等医療費等助成金の県補助金となります。

次に、3目1節・予防費補助金の時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金64万8,000円、歳出補正で申しあげました衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種に係る県補助分となります。

64ページに移りまして、3節・公害対策費補助金の生活排水対策浄化槽推進事業補助金127万2,000円。歳出補正で申しあげました衛生費の合併処理浄化槽設置補助金の県補助金分となります。

次に、4目2節・農業振興費補助金の農地中間管理機構集積協力金404万3,000円。歳出補正で申しあげました農林水産業費の農業経営転換協力金及び地域集積協力金の県補助分となります。

3節・水田農業構造改革対策推進費補助金の飼料用米等拡大支援事業補助金78万7,000円。歳出補正で申しあげました同名事業の県補助分となります。

続きまして、18款・寄附金、1項1目1節・一般寄附金25万2,000円。明治安田生命様から一般寄附として25万2,500円いただいておりますので、増額補正するものです。

次に、2目1節・指定寄附金の指定寄附金福祉150万円。有限会社プライトピック千葉様から障害者福祉事業に対して指定寄附をいただいております。こちらは

民生費で重度心身障害者と児童発達支援センターコスモスの花運営費補助金の財源振替を行っております。

同節・指定寄附金（教育）200万円。東洋合成工業株式会社千葉工場様より奨学基金の原資としてご寄附をいただいております。

続きまして、19款・繰入金、2項1目1節・奨学基金繰入金50万円。歳出補正で申しあげました奨学基金事業交付金の原資として基金を取り崩すものとなります。

一つ飛ばしまして21款・諸収入、5項3目5節・雑入の旅費負担金19万1,000円。歳出補正で申しあげました総務費の普通旅費の町村会負担分となります。

最後に、歳入が歳出に不足する4,032万円につきまして、20款・繰越金の前年度繰越金を充当するものです。

続いて、60ページをお願いします。

第2条の債務負担行為の新規設定となります。事業は東庄町学校給食センター調理等業務委託です。期間は令和5年度から令和8年度、金額は1億7,790万3,000円です。

現在の調理業務は、令和2年8月から令和5年7月まで委託しており、契約期間が満了することから、令和5年8月から令和8年7月までの3年間、業務委託契約を行うため債務負担行為を設定するものです。

以上で一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（宮澤 健君）

説明の途中ですが、ここで暫時休憩とします。再開は午後4時とします。

（午後 3時52分 休憩）

（午後 4時00分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで先程の説明で一部訂正の申出がありますので、これを許します。

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

先程申しあげました補正予算の中で、72ページにございます、9款・教育費の

3 項・中学校費、電気料金の補正額を 3 0 0 万円と申し上げましたが、2 2 0 万円の誤りでありました。訂正しておわび申し上げます。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、議案第 4 0 号、令和 4 年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして内容の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の 8 2 ページをご覧ください。

初めに、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目・一般管理費、2 節から 4 節までは職員 3 名の人件費であり、給与改定に伴う増額分を補正するものでございます。

2 款・保険給付費のうち 1 項・療養諸費、2 項・高額療養費につきまして、新型コロナウイルスワクチン接種の接種率向上などにより医療機関の受診控えが落ち着き、受診率が上昇傾向にあることから、必要な給付額を増額するものでございます。

1 項 1 目 1 8 節・療養給付費については、予算現額の約 5. 9 %となる 5, 9 5 7 万 5, 0 0 0 円、2 項 1 目 1 8 節・高額療養費については約 1 5. 9 %となる 2, 3 2 5 万 1, 0 0 0 円をそれぞれ増額するものでございます。

なお、1 項及び 2 項の財源につきましては、全額が普通交付金で措置されます。

5 項 1 目 1 8 節・葬祭費につきましては、支給見込み額が当初予算額を上回る見込みがあるため、必要な支給額を増額するものでございます。葬祭費の財源は保険税等から賄われる一般財源となります。

5 款 3 項 1 目・保健指導事業費、2 節から 4 節までは職員 4 名の人件費であり、1 款と同様に給与改定によるものでございます。

続きまして、歳入でございますが、議案書の 8 1 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目 1 節・普通交付金 8, 2 8 2 万 6, 0 0 0 円は、歳出における保険給付費の増額分の財源でございます。

7 款 1 項 1 目 1 節・保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）2 2 2 万 5, 0 0 0 円並びに 2 節・保険基盤安定繰入金（保険者支援分）3 0 1 万 6, 0 0 0 円は、当初予算で見込額として計上した保険基盤安定繰入金の国庫並びに県費交付金の交付額の確定に伴い差額を増額するものでございます。

3節・職員給与費等繰入金34万7,000円は、歳出における人件費の増額に連動して一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

6節・未就学児均等割保険税繰入金マイナス41万9,000円は、当初予算で見込額として計上した繰入金の国庫並びに県費交付金の交付額の確定に伴い差額を減額するものでございます。

8款1項1目1節・前年度繰越金マイナス367万2,000円は、保険基盤安定繰入金の歳入額の増額に伴い、その余剰分を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、議案第41号、令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）について内容をご説明申し上げます。

議案書の89ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・事業費14万3,000円の増額補正は、1項1目・一般管理費で給与改定により人件費について増額補正をするものでございます。

以上の結果、歳出補正額は14万3,000円の増額、歳出合計で2,315万9,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。88ページをお願いいたします。

2款・繰入金14万3,000円の増額補正については、歳出補正で計上した人件費について一般会計繰入金を増額するものでございます。

以上の結果、歳入補正額は14万3,000円の増額、歳入合計で2,315万9,000円となります。

以上で、令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続いて、議案第42号、令和4年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について内容をご説明申し上げます。

議案書の96ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1 款・総務費、増額補正 85 万 3,000 円は、1 項 1 目・一般管理費で職員 4 名分の職員改定に伴う増額補正、合わせて 21 万 3,000 円と令和 5 年度に策定予定の第 9 期介護保険事業計画に係るアンケート調査を実施するための費用を合わせた 64 万円によるものでございます。

次に、3 款・地域支援事業費、減額補正 5 万 9,000 円は、3 項 1 目・包括的支援事業費で職員 2 名分の給与改定によるものでございます。

以上の結果、歳出補正額は 79 万 4,000 円の増額、歳出合計で 15 億 8,202 万 8,000 円となります。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。95 ページをお願いいたします。

3 款 2 項・国庫補助金、5 目・介護保険事業費補助金 4 万 4,000 円の増額補正は、令和 4 年 10 月の介護報酬改定等に伴うシステム改修費 8 万 8,000 円について今般、国庫補助金として 2 分の 1 が交付されることとなったものでございます。

7 款・繰入金 75 万円の増額補正は、歳出補正で計上した人件費等について一般会計繰入金を計上するものとなります。

以上の結果、歳入補正額は 79 万 4,000 円の増額、歳入合計で 15 億 8,202 万 8,000 円となります。

以上で、令和 4 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（宮澤 健君）

病院事務長、渡辺佳則君。

病院事務長（渡辺佳則君）

それでは、議案第 43 号、令和 4 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第 2 号）について内容のご説明を申し上げます。

議案書の 105 ページをお願いいたします。

令和 4 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第 2 号）実施計画内訳書でございます。

収益的収入及び支出のうち収入で 1 款・病院事業収益、1 項・医業収益、2 目 1 節・外来収益を 5,126 万 4,000 円減額し、2 項・医業外収益、3 目・負担金交付金のうち 1 節・一般会計負担金に 1,000 万円を追加するものであります。

続いて、支出で、1款・病院事業費用、1項・医業費用、2目・材料費、1節・薬品費を2,500万円減額し、同じく3目・経費、7節・光熱水費に500万円を追加するものであります。

この補正につきましては、新型コロナウイルス感染症流行に伴う受診控えの継続影響と見られる外来患者数の減少に伴う外来収益の減少の見込みを補正し、その上で東庄病院が引き続き安定的に医療提供が行えるよう一般会計からの繰入金を追加するものであります。

支出につきましては、同じく外来患者数の減少に伴う薬品費の減額を行い、加えて電気料金の高騰に伴う光熱水費を増額するものであります。

続きまして、議案書106ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出のうち収入で、1款・資本的収入、1項・出資金、1目1節・一般会計出資金に2,000万円を追加するものでございます。

こちらも外来収益が減少したことに伴う収益の減少分の一部を東庄病院が安定的に運営出来るよう一般会計からの繰入金を増額補正するものでございます。

なお、一般会計からの繰入金につきましては、法定基準内の繰入れとなっておりますが、引き続き経費の縮減に努めてまいります。

以上で病院事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

7番、花香孝彦君。

7番（花香孝彦君）

73ページ、一番上、1目・社会教育総務費、10節・需用費、一番上の修繕料18万1,000円について伺わせていただきます。

少し説明を聞き漏らしてしまったのかとは思いますが、橘小学校の浄化槽機械室扉交換工事ということで伺ったかと思えます。

昨日、行政報告の中で、契約関係で旧東庄町立橘小学校浄化槽機械室扉交換工事55万4,070円ということで8月18日、契約日という報告をいただいております。この二つの関係について伺わせていただければと、お願いいたします。

議長（宮澤 健君）

生涯学習担当課長、郡伸明君。

生涯学習担当課長（郡 伸明君）

それでは、ただいまの花香議員のご質問にお答えいたします。

扉工事に関しましては、緊急を要したため、当初予算としまして同需用費では修繕料40万円を今年度見込んでおりました。しかし、実際に工事は55万4,070円かかるということで、この時点では修繕料は不足しておりました。ただ、需用費全体で見ますと、当初予算234万4,000円ございましたので、この中で一旦支出をいたしまして、今後不足するであろう修繕料、この時点で修繕料40万円のうち約2万7,000円は支出済でしたので、40万円から工事費の55万4,070円を引いて、そこに2万7,000円を追加して、18万1,000円、不足分を補正という形で今回、出させていただきます。

説明は以上となります。

議長（宮澤 健君）

7番、花香孝彦君。

7番（花香孝彦君）

すみません、同じことをまた聞いて申し訳ないんですけども、先に流用して支出をしたということによろしいでしょうか。

議長（宮澤 健君）

生涯学習担当課長、郡伸明君。

生涯学習担当課長（郡 伸明君）

節の中で流用したという形になります。

7番（花香孝彦君）

ありがとうございました。

議長（宮澤 健君）

他にございますか。

5番、佐久間義房君。

5番（佐久間義房君）

72ページの奨学基金事業交付金50万円、これはどのような割合で配分したのか、その辺のところ。3人ではちょっと割り切れないような感じなので、お願いします。

議長（宮澤 健君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えいたします。

50万円で3人というわけではなく、今年度、令和4年度につきましては、今年度限りの方が、50万円の方がお二人、50万円を4年間という継続の方がお一人という形で3人でございます。今年度限りの方につきましては、審査の結果、甲乙つけがたく、一人50万円の方を追加するような形で決定したため、50万円補正予算を組んだ次第でございます。

以上です。

議長（宮澤 健君）

よろしいですか。他にありますか。

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

では、お聞きいたします。

一般会計から特別会計、全ての電気代についてお伺いします。

当初の電気代と比べて、何%アップしているのかお伺いします。まず、一般会計の方からお願いします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

今回、補正で増加しました電気料金の割合ということですが、15%から47%まで、電気料金の増額率は様々であります。ほぼ前年度の電気量を参考にこれからかかるものを算出しているわけですが、平均しますと27.7%の電気料金の増加率ということになります。

補正の今回の電気料金の合計額は1,419万8,000円となり、今年度、電気料金を合計しますと5,126万6,000円となる見込みです。

以上一般会計について申し上げました。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

一般会計の方は約27.7%のアップということで、他の特別会計の方も上がっているのは同じだと思うのですが、同じパーセントのアップということではよろしいのでしょうか。

議長（宮澤 健君）

病院事務長、渡辺佳則君。

病院事務長（渡辺佳則君）

病院の方では、アップ率は特に計算しておりませんが、今回補正で500万円出ささせていただいた金額でどうにか支払いが出来るというふうに考えて補正の額を算定しております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

分かりました。電気料がアップしている、家庭でもアップしてあれなので、どうかと思って聞きました。

それともう一つ、お願いします。65ページ、企画費の中で婚活イベント、これは41万6,000円アップしていますが、県からは20万4,000円の補助のアップなんですけれども、何で増えたのか、支出の方が増えたのか、ちょっとそのところ、説明をお願いします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

婚活イベントの事業につきましては、県から2分の1補助という形になっておりますので、町分とあわせての金額となっております。

また、この時期になぜ補正なのかというのを先程もちょうと申し上げましたが、やはり人口減少が大きな課題となり、県から今年度補助事業を行ってる市町村に対しもう少し金額の枠があるので、是非頑張って事業をしてほしいという依頼がありまして、町としても今年度行っている事業を継続します。

ちなみに、婚活事業の婚活サポーターということで吉本興業の芸人さんを招いて、

男性を中心にどういうふうに女性とお話をするか、そういうところからレクチャーをしていただくなど、研修回数を、もう今年度の当初予算は使ってしまったのですが、今後も6回ほどやっていきたいと思っております。

また、当初の登録者数が21人でしたが、10月31日現在の登録者数が61人と登録者も増えておりますので、頑張って婚活事業をやっていききたいと思っております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

分かりました。是非頑張ってもらいたいと思います。婚活が成功するようにお祈り申し上げます。

以上です。

議長（宮澤 健君）

他にありますか。

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

東庄病院についてお尋ねします。

99ページですか、外来患者数、当初予定では2万9,103人、補正では3,204人の減になっておりますけれども、これは近隣の病院ではどういう状況なのでしょう。例えば、小見川医療センター、それから旭中央病院、こちらでも下がっていると思いますけれども、どういう状況かお聞きしたいのですが。

議長（宮澤 健君）

病院事務長、渡辺佳則君。

病院事務長（渡辺佳則君）

高木議員からのご質問にお答えいたします。

小見川医療センターについては、情報は聞いておりませんが、旭中央病院では、外来患者数は増加傾向にありまして、反対に入院患者数が減少傾向にあるという情報は聞いております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第39号、令和4年度東庄町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号、令和4年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号、令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、令和4年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。閉会に先立ち、町長よりご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、東庄町議会12月定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会には執行部より議案9件を提案させていただきました。議員各位には慎重なるご審議を賜り、全ての案件を原案のとおり可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

会期中に頂戴いたしました意見、ご提言につきましては、鋭意検討し、町政に反映するよう努めてまいります。

去る11月21日に岐阜県の郡上市長、日置市長さんをはじめとして、多くの方々が東庄町にお越しをくださり、郡上市の木であります紅葉の植樹式を行いました。今後も郡上市との友好関係が末永く続くよう、交流を進めてまいりたいと考えてお

ります。

さて、町ではいよいよ令和5年度予算の編成に取りかかったところでございます。コロナ禍や物価高騰などによりまして、大変厳しい財政状況下での編成とならざるを得ませんが、限られた財源を有効に活用するためにも、議員各位におかれましてはなお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

最後になりましたが、年の瀬の慌ただしい時期を迎えました。くれぐれも健康にご留意をいただき、益々のご活躍を心からご祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（宮澤 健君）

私からも一言、ご挨拶を申し上げます。

12月定例会、お疲れさまでした。師走となり何かと行事予定が詰まっておりますけれども、新型コロナウイルスの感染も第8波として拡大しています。加えて、今年はインフルエンザの流行も予想されています。全ての物価が値上がりしていますし、来年、再度値上げされるというふうにも言われております。エネルギー不足から電力料金の値上げ、節電の呼びかけなどがあり、議員各位、そして町執行部の皆さんにおかれましても、健康に留意されますよう、お願いいたします。

岩田町長におかれましては、年末、業務多忙の中、町長選挙が間近となりました。ご健闘をお祈りいたします。迎える新年が皆様にとって輝かしい幸多き年となるようお祈りいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

以上で、令和4年12月東庄町議会定例会を閉会します。

（午後 4時30分 散会）